入居契約重要事項説明書

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条及び東京都有料老人ホーム設置運営指導指針12(4)に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。なお、生活支援サービスに関する契約については、生活支援サービス重要事項説明書により、別途説明します。

1 サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

1) + - 5-41	(ふりがな)	_	ナまいらすも	せいせきさくら	がおか				
住宅の名称		,	スマイラス聖	遺桜ヶ丘					
所在地	(住居表示	;) <u> </u>	東京都多摩	市関戸一丁	目2番地11				
利用交通手段	■ 1.電	車(京	王線	聖蹟桜ヶ丘	駅から	徒歩	で	2分)
利用父迪于权	□ 2. <i>~</i>	の他()
住宅に関する権	□ 1.所	有権	■ 2. 賃	借権	□ 3. 使用貸	借による権	至利		
原	期間	平成	28 年	10 月	20 日から	令和	18 年	10 月	31 日まで
施設に関する権	□ 1.所	有権	■ 2. 賃	借権	□ 3. 使用貸	借による格	至利		
原	期間	平成	28 年	10 月	20 目から	令和	18 年	10 月	31 日まで
敷地に関する権	□ 1.所	有権	□ 2. 地	上権	■ 3. 賃借権		□ 4. 使用	貸借による	5権利
原	期間	平成	28 年	10 月	20 日から	令和	18 年	10 月	31 日まで

(注)住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	■ 法人	□ 個人					
商号、名称	(ふりがな) けいおううえるしいすてーじかぶしきがいしゃ						
又は氏名	京王ウェルシィステージを	株式会社					
()	(郵便番号	206-0011)				
住 所 (法人にあっては	東京都多摩市関戸一丁	目9番地1					
主たる事務所)			電話番号 042-337-3351				
法人の役員	別添	1 のとおり					
	(ふりがな)						
	商号、名称、又は氏名						
		(郵便番号)				
	住所(法人にあっては主						
である場合)	たる事務所の所在地)		電話番号				
	法人の役員	別添 1 のとおり					

3	サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

	(ふりがな) け	いおううぇるしぃすてーじ	こかぶしきがいしゃ
事務所の名称	京王ウェルシィステージ株式		
	(郵便番号	206-0011)
事務所の所在地	東京都多摩市関戸一丁目9	番地1	
			電話番号 042-337-3351

4 サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	53	戸			
居住部分の 規模	(最小)	27.72	m²	777 (277)		- 1 1 10
/九/安	(最大)	60.10	m²		ては、別添30	のとおり
構造及び設備	共同利用設備 ■	あり ロ	なし			
押垣及い設備	構造 鉄筋コンク!	ノート造 一部	鉄骨 造	階 数	5	階建
竣工の年月	2016 年	10 月	20 日			
I did to to take a di	■ 登録基準に適合している)				
加齢対応構造 等	■ エレベーターを備えてい	る				
.,	■ 緊急通報装置を備えてレ	る				

5 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	■ 賃貸借契約 □ その他
入居契約が賃貸 借契約でない場 合には、その旨	
終身賃貸事業 者の事業の認可	□ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者+同居者(配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている 60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者) (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)
入居契約の 内容	別添入居契約書のとおり
備考欄	
入居開始時期(※)	年月日から

(1)一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの通知催告も要せずして、本契約を解除する ことができる。 ①賃貸借契約第7条「反社会的勢力の排除」各号の確約に反する事実が判明した場合。 ②契約締結後に自らまたは自らの役員が反社会的勢力に該当することとなった場合 (2) 京王ウェルシィステージ(株) は、入居者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、 本契約を解除することができる。 ①強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立てを受け、破産手続開始若しくは民事再生手続開始等の申立てを受け、 または申立てたとき ②禁固以上の刑に処せられる犯罪行為を行ったとき ③年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって本物件に入居したとき ④本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供したとき ⑤本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、 他の入居者や付近の住民または通行人に不安を覚えさせたとき ⑥本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせたとき (3) 京王ウェルシィステージ(株)は、入居者の連帯保証人となる者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、 当該連帯保証人の変更を求めることができる。京王ウェルシィステージ(株)が連帯保証人の変更を求めたにも 関わらず入居者が応じなかった場合には本契約を解除することができる。 ①強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立てを受け、破産手続開始若しくは民事再生手続開始等の申立てを受け、 または申立てたとき ②本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、 他の入居者や付近の住民または通行人に不安を覚えさせたとき ③反社会勢力である事実が判明した場合 ④契約締結後に反社会的勢力に該当することとなった場合 (4)京王ウェルシィステージ(株)は、入居者の残置物引取人、身元引受人、緊急連絡先となる者が次のいずれかに 該当することが判明した場合は、当該者の変更を求めることができる。京王ウェルシィステージ(株)が当該者の変更を 求めたにも関わらず入居者が応じなかった場合は本契約を解除することができる。 ①本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、 他の入居者や付近の住民または通行人に不安を覚えさせたとき ②反社会勢力である事実が判明した場合 契約解除の内容 ③契約締結後に反社会的勢力に該当することとなった場合 (5) 京王ウェルシィステージ(株)は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、相当の期間を定めて 当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除する ことができる。 ①第4条第1項に規定する賃料支払義務 ②第5条第2項に規定する共益費支払義務 ③第9条第1項後段に規定する費用負担義務 ④第6条第1項に規定する敷金預託義務 ⑤第6条第5項に規定する追加分敷金預託義務 (6) 京王ウェルシィステージは、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、相当の期間を定めて 当該義務の履行を催告した にもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を 継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。 ①第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務 ②第8条各項に規定する義務(同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第六号から第八号までに掲げる行為に 係るものを除く。) ③その他本契約書に規定する入居者の義務 ④入居者の行動が他の入居者または本物件のスタッフ(以下「スタッフ」といいます。)の生命・身体に危害を及ぼす 恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続する ことが社会通念上著しく困難であると考えられる場合。 ⑤前項の場合、京王ウェルシィステージは次の手続を行います。 a. 一定の観察期間をおくこと。 b. 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと c. 契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと d. 前号の通告に先立ち、乙の意思を確認すること。なお入居者の意思を確認することが困難と認められる場合は、 第18条に定める身元引受人の意見を聴くものとする。 (7)入居者が死亡した場合において、死亡日から3ヵ月を経過した後も、第17条第8項に基づく連帯保証人からの 書面による通知がない場合、本契約を解除することができる。 事業主体から解 約を求める 解約予告期間 場合(終身建物賃 貸借の場合のみ) 入居者からの 30日 解約予告期間 入院中で住戸を利用していない場合でも、家賃、共益費、生活支援サービス費、厨房管理費、及び駐輪場使用料(駐輪 入院時の取扱い 場使用契約を締結している場合)については毎月お支払いいただきます。 その他 連帯保証人と身元引受人が必要となります(連帯保証人がたてられない方はご相談ください。)。

※入居開始時期は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

6 職員体制

日中の職員体制	(※生活支援サービスを	提供する常思	註職員の配問	置)			
人員配置	1 人	常駐する明	寺間	9 時	\sim	17	時
	, ,)敷地内		隣接する土地	批	-
常駐場所			ける土地		71327 91.	_	
111 1077 - 2001 / 2)
日中以外の時間	の聯合体制	(///11	10)
人員配置	1 1	常駐する時	上 目 1	.7 時	\sim	9	 時
八貝癿但	1 人					U	吁
VI			D敷地内		隣接する土地	地	
常駐場所		┌ 近接っ	ナる土地				
		│	地)
	・9時~17時は介護職員初			上の姿枚を	ちする老を1々	タルト町器) 生士
備考	・夜間のスタッフは常駐時	加工在如何的	1性形 1 日 り 囲ぶみまかす	(上の)貝俗で1	月 9 公日 2 17	白丛上肥直	しより。
	• 1文间 リンググツノ (よ吊 監)	一則に似既时	利か古まれる	< 9 o			
(晩年日の晩日米	<u>~</u>)	(公和 F左	7 🗆	1 11 11	た) ツュ 足間	144/明凯 並は マウバコ井
(職種別の職員数		(令和5年	7月	1日現	仕)%人店開	始(開設)前は、予定を記載。
① 職員の人数	(及びその勤務形態						
THE TITE	77 》[※]	常	勤	非常	常勤	اد ۸	兼務状況 等 (委託であ
職種	延べ人数	専従	非専従	専従	非専従	合計	る場合はその旨を記入)
管理者	$\Rightarrow 3 - 1$	1	0	0	0	1人	0 % 1 6 6 7 1 6 10 17
1 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	→3-1	1	U	U	U	1八	
生活支援サ	ナービス						
提供職		1	0	8	0	9人	
(食事提供サービ		-	· ·			٠	
うち、看護職員	:直接雇用					0人	
うち、看護職員	1:派遣					0人	
うち、介護職員	,古坟京田					0人	
うち、介護職員				 			
						0人	
うち、機能訓練	指導員 →③-4					0人	
栄養士		0	0	0	1	1人	
調理員		1	0	3	0	4人	株式会社LEOCに委託
事務員		0	0	0	0	0人	1
			0	0	0		+
その他	2 26 444 - 634 316 - 44 3 3 44	0	•	U	U	0人	
	ち、常勤の従業者が勤)務すべき時	F間数				40 時間
③-1 管理者	か資格					介護	福祉士
	援サービス提供職員の)資格					
			勤	北方	常勤		
資格	延べ人数					1	
		専従	非専従	専従	非専従		
医師		0	0	0	0		
看護師		0	0	0	0		
准看護師		0	0	0	0		
介護福祉士	•	1	0	1	0	1	
社会福祉士		0	0	0	0	İ	
介護支援専	· 7 問 月	1	0	0	0	/	
		1					
養成研修修		1	0	5	0		
上記以外の		0	0	3	0		
③-3 介護職	は 負の 資格						
<i>>/</i> 5> ↓-6>	77 。1 岁.	常	勤	非常	常勤		
資格	延べ人数	専従	非専従	専従	非専従	1	
介護福祉士		0	0	0	0	1	
		0	0	0	0	1	
介護支援専	1171. 貝				_	ł	
実務者研修	16 - 4 - 77 1/-	0	0	0	0		
介護職員初		0	0	0	0		
たん吸引等		0	0	0	0	/	
たん吸引等	至研修(特定)	0	0	0	0		
資格なし		0	0	0	0		
	練指導員の資格						
	が日子見り見加	冶	勤	北方	常勤		
資格	延べ人数					1	
		専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士		0	0	0	0		
作業療法士	•	0	0	0	0		
言語聴覚士	•	0	0	0	0	1	
看護師又は	上准	0	0	0	0	1	
柔道整復師		Ö	Ŏ	Ö	Ö	ر ا	
木足正及門	<u>,</u> サージ指圧師	0	0	0	Ö		
		_			_		
はり師又は		0	0	0	0		
④職員の職種別	J・勤続年数別人数(本	住宅におけ	「る勤続年数				
			管理者	生活支援サー			
勤続年数		職種	日生日	ビス提供職員		介護職員	
		,,	常勤 非常勤	常勤非常勤	常勤非常勤	常勤非常勤	前 常勤 非常勤
1 年未満			0 0				
1年以上3	年未満		0 0		1 1		 /
3年以上5	年未満		0 0		 		 /
5年以上10	年表満		1 0		1 1	 	 /
10年以上	/ / \(\frac{1}{1} \)		0 0			 	
<u>10</u> テダエ 合計			1 0			0	0 0 0
<u> </u>			1 I U	1 11 0	. 01 0		

7 サービス付き高齢者向け住宅において入居者から受領する金銭(生活支援サービスに関する費用を除く)

家賃の概算額	(最低)	約	119,500	円	Ĥ	 :戸ごとの内容は別添 3	のとおり
	(最高)	約	264,000	円		. / · C C V / 11 合 (4 方) (6 / 1	V) C 40 Y
共益費の概算額	(最低)	約	18,000	円			
+ 金貫の	(最高)	約	27,000	円			
敷金の概算額	(最低)	約	358,500	円		家賃の	2 日八
	(最高)	約	792,000	円		 承貝の	3 月分
家賃・共益費・ 敷金に関する 特記事項					·		
前払金※の有無	□あ	り	■ な	L			
家賃等の前払金 の概算額	(最低)	約		円	(最高		円
家賃等の前払金	家賃						
の算定の基礎	サービス提供 の対価						
返還額の算定方 法							
家賃等の前払金 の返還債務が消 滅するまでの期 間		まで					
家賃等の前払金の返還額の推移	(※原則として入居契約に気	官めた	上契約の始期を起算 [ヨとする。)			
前払金の保全措	□ 銀行による債務	务の係	R証 □ 信託会社等による元本補てん又は信			る元本補てん又は信託	
置の内容	□ 保険事業者に			□その他	,)
※前払金とは、終	身又は入居契約の期間にわた	こって	受領すべき家賃等の会	全部又は一部	部を一括し	て受領する場合をいう。	

8 サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	■ 自ら管理	□ 管理業務を委託	
委託する業務 の内容 (契約事項)			
管理業務の委託			
商号、名称	(ふりがな)		
又は氏名			
住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号	電話番号	
修繕計画			
計画策定の 有無	口あり	■ なし	
大規模修繕の実 施予定		頃実施予定	
その他計画的な 修繕予定			

9 サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設 (該当する場合のみ)

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
		■ 同一の建築物内
あいフィットネスサロン さくら	通所介護	□ 同一の敷地内
		□ 隣接する土地
		■ 同一の建築物内
あい小規模多機能施設 おきな	小規模多機能型居宅介護	□ 同一の敷地内
		□ 隣接する土地
		□同一の建築物内
		□ 同一の敷地内
		□ 隣接する土地
		□ 同一の建築物内
		□ 同一の敷地内
		□ 隣接する土地

10 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力(該当する場合のみ)

連携又は協力の	相手方
	(ふりがな) しゃかいいりょうほうじん かわきたいりょうざいだん たまじぎょうぶ
事業所の名称	社会医療法人 河北医療財団 多摩事業部
	(郵便番号 206-0036)
事業所の所在地	東京都多摩市中沢2-5-1
	電話番号 042-310-0333
連携又は協力の 内容	健康相談、訪問診療、往診、健康診断、外来診療の受入、緊急時における他の医療機関との連携、介護認定・介護保険サービス利用に関する相談、アイセーフティネットが展開する介護保険サービス等を入居者が求める際に提供します。

11 入居者の現況	(令和5年	7月	1日現在
-----------	--------	----	------

介護度別・年齢	引入居者数			平均年	手齢 88	8.1 歳	入居者数合	計	54 人				
年齢 /介護度	∆ ∌l.	※要介護度	※要介護度を把握している場合に記載。										
	合計	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5				
65歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
65歳以上75歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
75歳以上85歳未満	8	5	0	1	2	0	0	0	0				
85歳以上	46	16	16	8	4	2	0	0	0				
合計	54	21	16	9	6	2	0	0	0				

入居継続期間別入居者数											
入居期間	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計				
入居者数	7	6	23	18	0	0	54				

 男女別入居者数
 男性
 13
 人
 女性
 41
 人

入居率(一時的に不在となっているものを含む。) 96.2 %(全戸数に対する入居戸数)

直近一年間に退	去した者の人数と理由	退去和	皆数合計:	12 人			
理由	人数(人)		理由	人数(人)		理由	人数(人)
自宅・家族同居	3	他の有 転居	「料老人ホームへの	6		医療機関へ の入院	0
介護老人福祉施設 (特養等) へ転居			うち、他のサービ ス付き高齢者向け	0	死亡 その他 ()		2
介護老人保健施設 へ転居	1		住宅への転居	U			0
介護療養型医療施 設へ転居	0		1の福祉施設・高齢者 等への転居	0			0

12 入居希望者への事前の情報開示

	□ 入居希望者に公開	財務諸表の要旨	□ 入居希望者に公開
入居契約書のひな形	■ 入居希望者に交付	(※前払金を受領する場合	□ 入居希望者に交付
	□ 公開していない	に記載)	□ 公開していない
管理規程	□ 入居希望者に公開	財務諸表の原本	□ 入居希望者に公開
(※必要事項が盛り込まれていれば、重要事項	■ 入居希望者に交付	(※前払金を受領する場合	□ 入居希望者に交付
説明書を管理規程に代えることも可。)	□ 公開していない	に記載)	□ 公開していない
-t- Westt- 31 -7- 4.	□ 入居希望者に公開	その他	□ 入居希望者に公開
事業収支計画書 (※前払金を受領する場合に記載)	□ 入居希望者に交付		□ 入居希望者に交付
(水田山立立と入水)で加口に電気	□ 公開していない	(□ 公開していない

13 その他

13 代 7 世	
	■ あり (年 1 回予定)
運営懇談会	年1回以上、管理者・職員・入居者全員(参加が困難な場合は家族等)・連帯保証人・身元引受人等で構成 する運営懇談会を開催し、住宅側から入居状況、サービス提供状況及び住宅の収支等について報告・説明 すると同時に、入居者及び入居者家族等からの要望・意見を受けることで、運営に反映させるための機会と します。
212.84	□ 以下の内容の代替措置により対応(※入居者が概ね9人以下の場合等)
	(内容)
有料老人ホーム設置時の老	口あり口なし
人福祉法第29条第1項に規定する届出	■ サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要
(介護予防)特定施設入居者生活 介護事業所(地域密着型を含む)	□ 指定を受けている 介護保険事業所番号 (
	■ 指定を受けていない

14	登録の申請が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らし	て適切なもの	である旨
----	-----------------------------	--------	------

基本方針及び東京都の高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営します。

□□□□ [入居者氏名] 様に対して、入居契約書及び入居契約重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名	京王ウェルシィステージ株式会社	
所在地	東京都多摩市関戸一丁目9番地1	
代表者名	岩村和昭	印
説明者氏名	(仲介会社)	印

私は上記事業者から、入居契約書及び入居契約重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名	印
署名	印

役員名簿

(ふりがな)	
氏 名	役名等
いわむら かずあき	代表取締役
岩村 和昭	
たかぎ たもつ	取締役
髙木 保	
かい ふきこ	取締役
甲斐 芙貴子	
きら なおあき	監査役
吉良 尚晃	

法第6条第1項第3号に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

	1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等 住棟番号 専用部分の 構造及び設備※ 住戸数 住戸番号 月額家賃										
住棟番号	専用部分の 床面積	جدر					ılπ	住戸数	住戸番号	月額家賃	
	水面損 (m²)	完備	便所	洗面	浴室	台所	収 納	(戸)	(該当するものを全て記載)	(概算額) (円)	
1	31.61	0	0	0	0	0	0	1	201	143,500	
1	28.54	0	0	0	0	0	0	5	202,203,205~207	133,500	
1	27.81	0	0	0	0	0	0	1	208	132,500	
1	60.10	0	0	0	0	0	0	1	210	255,500	
1	34.11	0	0	0	0	0	0	1	211	155,500	
1	30.48	0	0	0	0	0	0	1	212	139,500	
1	30.29	0	0	0	0	0	0	1	213	140,500	
1	27.72	0	0	0	0	0	0	1	215	119,500	
1	50.62	0	0	0	0	0	0	1	216	218,000	
1	51.19	0	0	0	0	0	0	1	217	220,000	
1	31.61	0	0	0	0	0	0	1	301	146,000	
1	28.54	0	0	0	0	0	0	5	302,303,305 ~ 307	136,000	
1	27.81	0	0	0	0	0	0	1	308	135,000	
1	60.10	0	0	0	0	0	0	1	310	258,000	
1	34.11	0	0	0	0	0	0	1	311	158,000	
1	30.48	0	0	0	0	0	0	1	312	142,000	
1	30.29	0	0	0	0	0	0	1	313	143,000	
1	27.76	0	0	0	0	0	0	1	315	122,000	
1	31.71	0	0	0	0	0	0	1	316	143,000	
1	30.94	0	0	0	0	0	0	1	317	143,000	
1	31.61	0	0	0	0	0	0	1	401	151,500	
1	28.54	0	0	0	0	0	0	5	402,403,405~407	141,500	
1	27.81	0	0	0	0	0	0	1	408	140,500	
1	60.10	0	0	0	0	0	0	1	410	260,500	
1	34.11	0	0	0	0	0	0	1	411	163,500	
1	30.48	0	0	0	0	0	0	1	412	147,500	

1	30.29	0	0	0	0	0	0	1	413	148,500
1	31.71	0	0	0	0	0	0	1	415	148,500
1	30.94	0	0	0	0	0	0	1	416	148,500
1	31.61	0	0	0	0	0	0	1	501	155,000
1	28.54	0	0	0	0	0	0	5	502,503,505 ~ 507	145,000
1	27.81	0	0	0	0	0	0	1	508	144,000
1	60.10	0	0	0	0	0	0	1	510	264,000
1	34.11	0	0	0	0	0	0	1	511	167,000
1	30.16	0	0	0	0	0	0	1	512	152,000
1	31.71	0	0	0	0	0	0	1	513	152,000
1	30.94	0	0	0	0	0	0	1	515	152,000

注1) 住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

注2) 設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
ライブラリー	1	28.19	2階西側	53	
サンルーム	4	49.28	2~5階東側通路突当り	53	
グリーンテラス	2	54.43	3階西側・5階北側通路突当り	53	
庭園	1	105.79	2階北側	53	
食堂	1	94.72	1階エントランスホール横	53	

注)整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

[※]有りの場合は、○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

事業主体が東京都内(中核市を除く)で実施する介護保険制度による指定介護サービスの一覧表

	介護サービスの種類	Į	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>					
	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護				
	短期入所療養介護				
	特定施設入居者生活介護	有り	1	アリスタージュ経堂	東京都世田谷区経堂三丁目20番地22号
	福祉用具貸与				
	特定福祉用具販売				
<	(地域密着型サービス>				
	定期巡回•随時対応型訪問介護看護				
	夜間対応型訪問介護				
	認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型共同生活介護				
	地域密着型特定施設入居者生活介護				
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
	看護小規模多機能型居宅介護				
	地域密着型通所介護				
扂	号宅介護支援				
<居宅介護予防サービス>					
	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅療養管理指導				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護				
	介護予防短期入所療養介護				
	介護予防特定施設入居者生活介護	有り	1	アリスタージュ経堂	東京都世田谷区経堂三丁目20番地22号
	介護予防福祉用具貸与				
	特定介護予防福祉用具販売				
<	<地域密着型介護予防サービス>				
	介護予防認知症対応型通所介護				
	介護予防小規模多機能型居宅介護				
	介護予防認知症対応型共同生活介護				
Ĵ	↑護予防支援				
<	〈介護保険施設>				
	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護療養型医療施設				
	介護医療院				